

## 第4章 重点区域の位置及び区域

### 4-1 重点区域の位置

産業や神社祭礼など歴史と伝統を反映した人々の活動は、市内全域で繰り広げられているがその中でも竹原地区には、国指定文化財等があり、本瓦葺・漆喰塗籠で格子に多様な形式が見られる意匠の優れた大規模な屋敷などが軒を連ね、重厚な町並みが残り、国の選定を受けた竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区がある。

この竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区及びその周辺部では、江戸時代から始まり本市の経済的な発展を支えた基幹産業の製塩業や現在もなお営業を続ける伝統産業の酒造業の繁栄を伝える建造物や風情が残されており、経済的な発展を裏付ける磯宮八幡神社例大祭や住吉祭などの伝統行事が今も行われ、歴史的風致を感じることができる。これらの町並みを取り囲む寺山、鎮海山と一体となり、良好な歴史的な景観を形成している。

このような良好な景観を保存するため、重要伝統的建造物群保存地区への選定を機に住民団体である竹原町並保存会が結成され、保存活動が活発となった。この活動の成果により町並みの保存活動や伝統行事等が住民の日常生活の中に自然なものとして受け入れられ、今日まで誇りを持った活動として展開されてきた。このようにこの場所は本市の経済的な発展の原点として、さらには歴史・文化を活かしたまちづくりの象徴として、特別な場所であり続けている。

しかし、少子高齢化・人口減少の影響で、空き家や空き地が増えるとともに、生活スタイルの現代化による現代的な家屋への建て替えや駐車場の増加などにより、歴史的な町並みの維持や文化財の保存、担い手不足による伝統行事の継承等の課題を抱え、徐々に歴史的風致が失われつつある。

このような歴史的風致や町並み保存活動の状況、歴史的風致を取り巻く課題を踏まえ、本計画においては、国指定文化財等を包含する竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区とその周辺部を、重点区域として定め、事業を推進し、歴史的風致の維持及び向上を図ることとする。



### (1) 重点区域の範囲

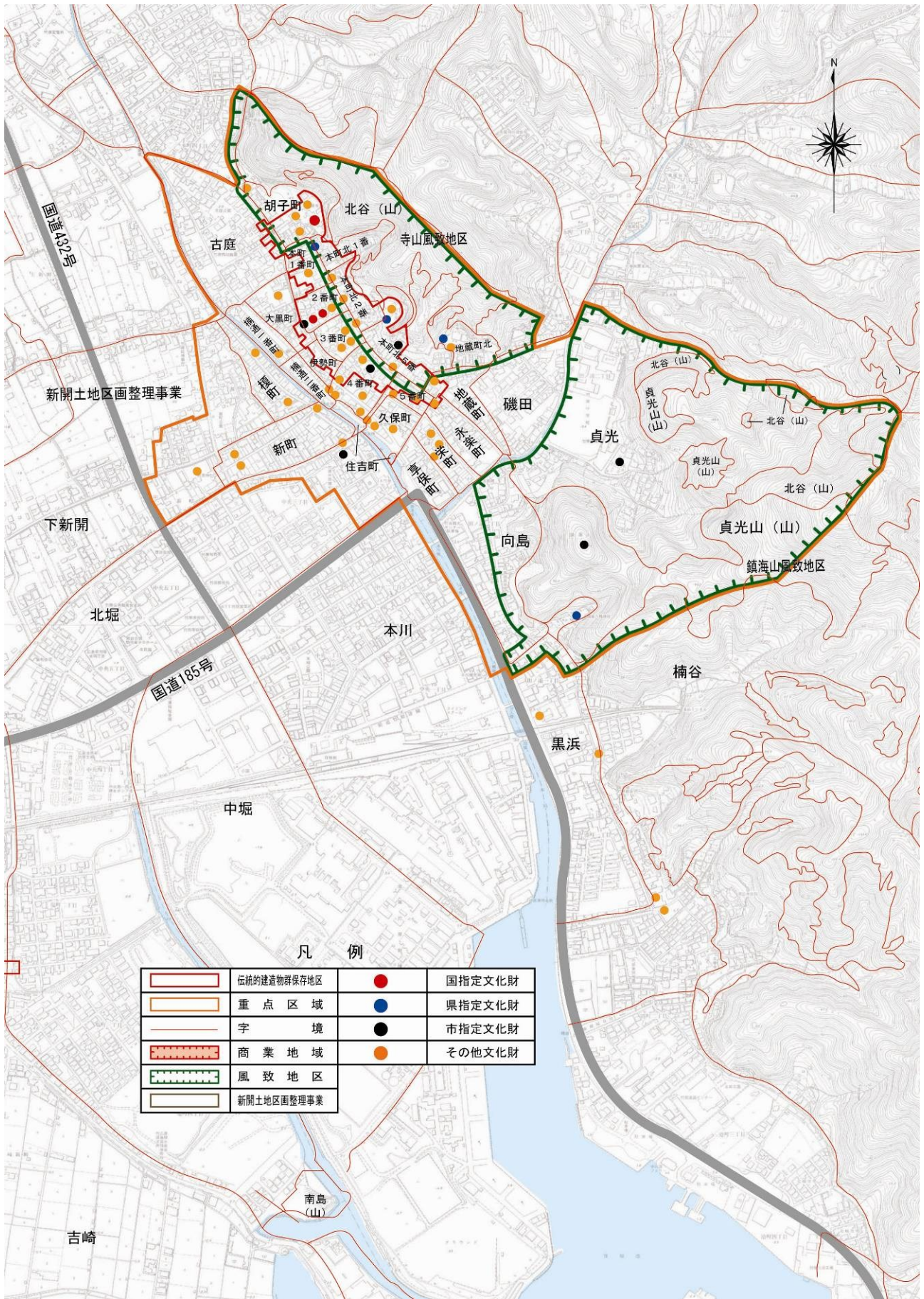
重点区域の範囲は、①及び②とする。

- ① 人々が守り伝えてきた福宮八幡神社例大祭や住吉祭などの伝統行事や江戸時代から続く酒造業が行われ、製塩業・酒造業の発展により形成された江戸時代から昭和前期までの歴史的な建造物が残る竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区とその周辺部の範囲。

なお、二級河川本川水系本川は、製塩業の歴史や港の発展を伝える重要な要素となるため、重点区域に含む。

	字名
二級河川本川水系本川の東側	古庭、胡子町、大黒町、本町一番町、本町二番町、本町三番町、本町四番町、本町五番町、本町北一番、本町北二番、本町北五番、伊勢町、楠通一番町、楠通二番町、住吉町、磯田、地蔵町、地蔵町北、永楽町、栄町、享保町、向島
二級河川本川水系本川の西側	榎町、新町、下新開の一部、北堀の一部 ※字下新開のうち新開地区土地区画整理事業を行っている区域及び国道432号から西側並びに字北堀のうち都市計画における地域地区として商業地域・準防火地域に指定されている区域及びその西側は、開発が進み、歴史的な建造物がほとんど残っていないため重点区域から除く。

- ② 歴史的な町並みの背後の景観をなす寺山風致地区、鎮海山風致地区



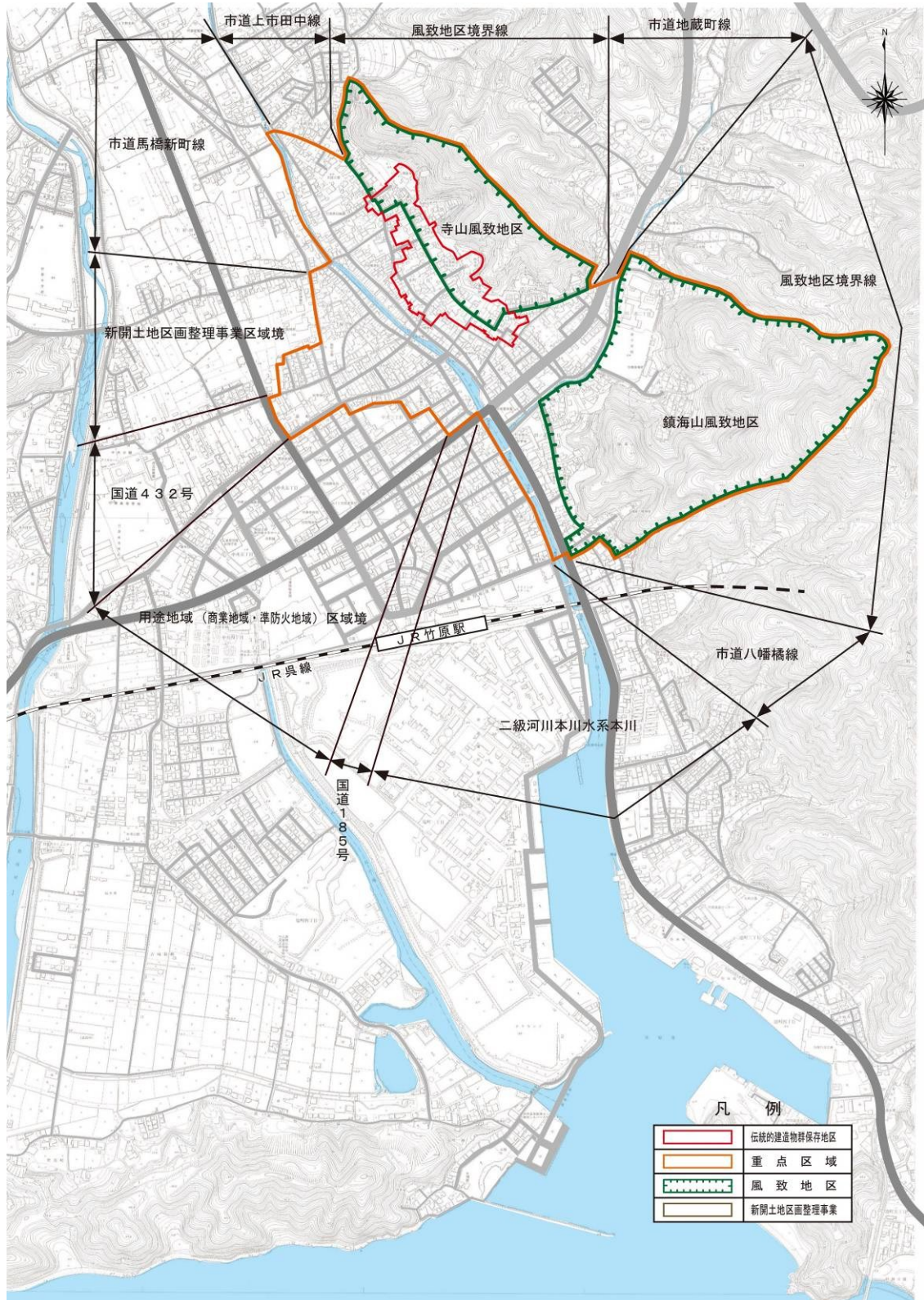
重点区域内の字名と文化財の位置図

## (2) 重点区域の区域

重点区域の名称及び面積は、以下のとおりとする。この区域で重点的に歴史的風致の維持及び向上を図る。

重点区域の名称 竹原町歴史的風致維持向上地区

重点区域の面積 71.0ha



重点区域図

### **(3) 重点区域の歴史的風致の維持向上の効果**

この竹原町歴史的風致維持向上地区で重点的かつ一体的に事業を推進するとともに、歴史的風致の維持向上の重要性を発信し、市全体に歴史・文化を活かしたまちづくりの精神を根付かせ、本市の今後の歴史・文化を活かしたまちづくりを飛躍させる可能性を広げていく。